

各例等立安表

| | |
|--|--|
| <p>題名 徳島県立学校処務規程及び職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令</p> | <p>課(室)名 教育委員会 教職員課</p> <p>担当者名 臼井 公仁</p> <p>電話番号 三一三三</p> |
| <p>制定理由 学校教育法の一部が改正され、副校長その他の職が設置されたことにかんがみ、関係訓令について所要の整理を行う必要がある。</p> | |
| <p>あらまし</p> <p>一 学校教育法の一部改正に伴い、副校長その他の職が設置されたことにかんがみ、次に掲げる訓令について所要の整理を行うこととした。</p> <p>1 徳島県立学校処務規程</p> <p>2 職員の人事取扱規程</p> <p>二 この訓令は、平成二十年四月一日から施行することとした。</p> | |
| <p>予算上の措置</p> | |
| <p>関係法令等 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第九十六号)</p> | <p>考 備</p> |

徳島県教育委員会訓令第 号
 徳島県立学校処務規程及び職員的人事取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 村澤 普恵

徳島県立学校処務規程及び職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令
 (徳島県立学校処務規程の一部改正)

第一条 徳島県立学校処務規程(昭和四十九年徳島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の表を次のように改める。

| 時制・通信制の課程 | | 中学校、高等学校の全日制の課程及び特別支援学校 | |
|----------------------|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 副校長が置かれていない場合 | 副校長が置かれている場合 | 副校長が置かれていない場合 | 副校長が置かれている場合 |
| 全日制の課程に副校長が置かれていないとき | 全日制の課程に副校長が置かれているとき | 教頭が二人以上置かれているとき | 教頭が置かれていないとき |
| 校長があらかじめ第一順位者として | 右に同じ | 校長があらかじめ第一順位者として指定する教頭 | 校長があらかじめ第一順位者として指定する副校長又は教頭 |
| 校長があらかじめ第二順位者として | 校長があらかじめ指定する教頭 | 校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭、又は特別支援学校の部主事 | 校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭、又は特別支援学校の部主事 |
| | | 校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭、又は特別支援学校の部主事 | 校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭、又は特別支援学校の部主事 |

| | | | |
|----------------------|----------------|-------------------|--------|
| 高等学校の定 | | い場合 | |
| が置かれて | いるとき | 指定する全日制課程の副校長又は教頭 | 指定する教頭 |
| 全日制の課程に副校長が置かれていないとき | 校長があらかじめ指定する教頭 | | |

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 副校長が不在の場合は、緊急やむを得ないときに限り、次の表に掲げる区分に応じて第一順位者が代決し、第一順位者も不在のときは、第二順位者が代決する。

| 区分 | 第一順位者 | 第二順位者 |
|--------------|--|---|
| 教頭が置かれていないとき | 副校長があらかじめ第一順位者として指定する教頭 | 副校長があらかじめ第二順位者として指定する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、又は特別支援学校の部主事 |
| 教頭が置かれていないとき | 副校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭、又は特別支援学校の部主事 | |

別表中「副校長、教頭及び特別支援学校の各部主事」の事項を次のように改める。

副校長（本校）

一 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第二条第三項に規定する教育職員に係る次の事項に関する事。

- 1 時間外勤務を命ずること。
- 2 休暇を承認すること。ただし、週休日を除き引き続き六日を超えるものを除く。
- 3 出張を命ずること（県内出張に係るものに限る。）
- 4 勤務時間の割振りを行うこと。
- 5 日直及び宿直を命ずること。

二 次に掲げる事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。

- 1 各教科及び総合的な学習の時間の指導
- 2 各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動
- 3 生徒の生活指導
- 4 生徒の保健安全
- 5 教務関係の文書等の処理

三 その他教務に関する事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。

副校長（分校）

一 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第二条第三項に規定する教育職員に係る次の事項に関する事。

- 1 時間外勤務を命ずること。
- 2 休暇を承認すること。ただし、週休日を除き引き続き六日を超えるものを除く。
- 3 出張を命ずること（県内出張に係るものに限る。）

